

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができますようになります。(注)ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意ください。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。



お問い合わせは
『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！

0570-011-050

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6731-2015

<受付時間>

月～金曜日 午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7：00まで延長

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

農業集落排水・市町村設置型合併浄化槽への早期のつなぎ込みのお願い

高山村では、水環境基盤の整備と公衆衛生の向上を目的に農業集落排水施設へのつなぎ込みの推進及び浄化槽整備の推進を行っております。農業集落排水処理区域内において、まだ接続をされていない方は、早期のつなぎ込みのご検討をお願いいたします。併せて、浄化槽市町村整備推進事業で設置を行った浄化槽で未接続の方についても、早期に接続していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 高山村役場 農政課 上下水道係 ☎63-2111 (内線51)

児童扶養手当を受給している方へ 現況届のお知らせ 特別児童扶養手当を受給している方へ 所得状況届のお知らせ

「現況届」は児童扶養手当を受給している方が、8月1日～8月31日までの間に、「所得状況届」は特別児童扶養手当を受給している方が、8月11日～9月10日までの間に、提出していただく届出です。

受給者の方には、通知をいたしますので期日までに提出いただきますようお願いいたします。

高山村役場 住民課

ふるさと祭りの民踊練習について

高山村婦人会による「ふるさと祭りの民踊練習」を、8日(水)・10日(金)午後7時から役場2階大会議室にて行います。
うちわを持ち、皆様お誘い合わせの上お出かけください。



昨年度のふるさと祭り

減る脂く教室参加者募集

◎高山かるた運動

日程 8月29日(水)

時間 10時～14時

場所 いぶき会館 3階

多目的ホール

内容 「高山かるた」を使った運動と減る脂く運動

500Kcalの満腹定食の試食

参加費 無料

締め切り 8月22日(水)

申し込み 保健福祉センター

63-11311

または、お近くの食生活

改善推進員へ



善意の気持ちに感謝いたします

高山電機設備(株)様より、新しくなった本宿バス停に照明を寄付していただき、夜間も安心して利用することができました。ありがとうございます。



群馬県民手帳の
斡旋について

群馬県民手帳の斡旋について

毎年、区長さんを通じて群馬県民手帳を斡旋しておりましたが、申し込み方が非常に少ないため、今年度より斡旋を行いません。手帳が必要な方は、お近くのコンビニまたは書店にてご購入いただきますようお願いいたします。なお、コンビニ等での販売は、11月からとなります。

お問い合わせ 役場地域振興課
26-7944(直通)

国民年金



口座振替がお得です
国民年金保険料を前納できます

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金での納付を希望される方は、「下期」の納付書(平成24年10月～平成25年3月の6カ月分をまとめて納付するとき使用)により、平成24年10月31日までに納めてください。

また、口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望される方は、8月末日までに金融機関または年金事務所へお申し出ください。お申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)をご持参ください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。
※6カ月分の保険料を前納する場合の割引額は次のとおりです。

毎月現金で納める場合	現金で前納する場合	口座振替で前納する場合
14,980円×6カ月 89,880円	89,150円	1,020円割引

詳しくは、年金事務所へご相談ください。
茨川年金事務所 国民年金課
0279-22-1607

ごみの迷惑な焼却禁止

野焼きも禁止されています

廃棄物処理法により、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合を除いて、原則として廃棄物の焼却は禁止されています。

違反者には、最高で懲役5年又は罰金1,000万円の刑罰が科せられます。

□すべてダメなの？

◎野外での廃棄物焼却は、次の場合に限って例外的に認められています。この場合でも、周辺的生活環境に支障が生じないように最大限配慮して行ってください。

- ・ どんどん焼き等風俗習慣上又は宗教上の行事に伴うもの
 - ・ キャンプファイヤーなどの学校教育や社会教育活動に伴うもの
 - ・ 災害の応急対策、農作物等病虫害防除、一過性の軽微なもの（煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の家庭ごみの焼却）等、特にやむを得ないと認められるもの
- ※ビニールやゴム等の焼却は、量の多少に関わらず禁止されています。

□どうすればいいの？

- ◎できるだけ廃棄物の量を減らし、分別・リサイクルを徹底するなど資源の有効利用に努めてください。
 - ◎許可業者に処理を依頼するなど、適正に処理しましょう。
 - ◎リサイクルできず、衛生センター等での処理も困難でやむを得ず焼却する場合、風の向きや強さに十分配慮して、周辺の住民の方に迷惑のかからないよう少量ずつ行うようにしてください。
- ビニールのようなものが混入している場合は、必ず取り除いてください。

□ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘ってのごみ焼却は、野焼きと同じですから行わないようにしてください。ダイオキシン類は焼却過程で発生します。

- 詳しくは、群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課【☎027-226-2865】、吾妻森林環境事務所【☎0279-75-4611】、高山村役場住民課【☎63-2111】へ

住宅リフォーム補助金をご利用下さい

村内の施工業者を利用して、地域経済の活性化を！

高山村では、村民の皆さんが住宅の質の向上を図るとともに、定住の促進を図るため、自宅の修繕や補修工事等を行う場合に、その経費の一部を今年度より補助します。是非、この機会に補助金の活用を検討して下さい。なお、この補助金は、当該住宅について一度限りの補助金ですので、よく検討の上ご利用下さい。

1. 対象となる工事は

- (1) 専用住宅又は併用住宅（個人住宅部分）へのリフォーム（修繕・改築・増築等）を開始する工事で、村内の施工業者により工事を行うことが対象になります。
- (2) 村外の施工業者により工事を行ったものについては、補助対象外です。
- (3) 詳細は、別紙対象工事（例）を参照して下さい。

2. 補助対象者は

- (1) 村内に住所を有する者です。
- (2) 世帯全員が村税及び使用料等を完納していることが補助対象者になります。
- (3) 当該リフォーム工事について、他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金等の交付を同時に受けないことが条件になります。

3. 補助対象金額は

- (1) 専用住宅においては工事金額（税抜き）が20万円以上のリフォーム工事に要した費用の20%が補助対象金額となり、上限が40万円（ただし、千円未満は切り捨て）となります。
- (2) 併用住宅においては個人住宅部分を補助対象とし、非個人住宅部分について床面積で按分し工事金額を算出し、工事金額（税抜き）が20万円以上のリフォーム工事に要した費用となり、上限が40万円（ただし、千円未満は切り捨て）となります。

4. 手続きは

- (1) 工事を始める前に、高山村役場農政課住宅係で交付申請を行って下さい。
- (2) 事前着工は認められませんので、必ず下記の手続きをお願いします。
- (3) 補助金受領までの流れを参考に、リフォーム施工業者と打合せを行って下さい。

5. 補助金受領までの流れ

- (1) 補助金交付申請書を高山村役場農政課住宅係に提出していただきます。
※添付書類
・ リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
・ リフォーム工事内容を明らかにする図面
・ リフォーム工事見積書
・ その他、村長が必要と認める書類
- (2) 書類審査を行い、交付の可否について申請者に補助金交付決定通知書を郵送により通知します。
- (3) 交付決定通知書受領の後、リフォーム工事を実施していただきます。
- (4) リフォーム工事が完了した後、補助金交付請求書を提出していただきます。
※添付書類
・ リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
・ リフォーム工事代金領収書の写し
・ その他、村長が必要と認める書類

6. 補助金の額の確定

- (1) 書類審査を行い、補助金の額を決定し申請者に補助金確定通知書を郵送により通知します。

7. 補助金の受領

- (1) 全ての手続き終了後に、申請者の口座に補助金を振り込みします。

別紙 住宅リフォーム補助の対象工事（例）

工事内容	可否	備考
屋根瓦の取替工事	可	
外壁の補修工事	可	
壁紙張替等の内装工事	可	
台所、風呂、トイレ等改良工事	可	
シロアリ防止等の床修理工事	可	
畳の表替え等工事	可	
ガラス（サッシ）の取替工事	可	
掘炬燵取付工事	可	
住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	可	
シロアリ駆除	否	リフォームではないため対象外
大画面テレビの購入（配線工事含む）	否	購入が主であるため対象外
電化製品の取付工事	否	購入が主であるため対象外
車庫の増改築	否	住宅ではないため対象外
室内カーテン取替工事	否	購入が主であるため対象外
防犯用ライト取付工事	否	購入が主であるため対象外
門扉・ブロック壁の設置	否	住宅ではないため対象外
造園工事、植木剪定	否	リフォームではないため対象外
下水道等のつなぎ込み工事	否	リフォームではないため対象外
住宅の一部又は全部を取り壊す工事	否	リフォームではないため対象外

- 住宅をリフォームして、快適で明るい生活空間をつくりましょう。
- 分からないことや疑問な点は、お気軽に高山村役場農政課住宅係までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
高山村役場 農政課 住宅係
TEL 0279-63-2111 内線50・51
FAX 0279-63-2768